

# 自転車の安全適正利用の促進に関する 条例（仮称）素案について

令和元年10月25日

# 山梨県自転車安全適正利用の促進に関する条例構成案

## 1 総則

- (1) 目的
- (2) 定義
- (3) 基本理念
- (4) 各主体の責務・役割
  - ① 県の責務
  - ② 自転車利用者の責務
  - ③ 県民の役割
  - ④ 事業者の役割
  - ⑤ 交通安全団体の役割

## 2 自転車の安全適正利用の促進に関する施策

- (1) 自転車交通安全教育の実施等
  - ① 県の交通安全教育
  - ② 学校等における交通安全教育等
  - ③ 家庭における交通安全教育等

## (2) 自転車利用における安全確保

- ① 交通事故の防止のための措置等
- ② 点検整備及び防犯対策
- ③ 安全適正利用に係る情報提供

## (3) 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

- ① 自転車損害賠償責任保険等への加入
- ② 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等
- ③ 自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供等

## 3 その他

- (1) 認証制度の実施
- (2) 道路環境の整備
- (3) 附則

## 目的・定義・基本理念

### 【目的】

- 自転車の安全適正利用に関し、各主体の責務・役割を明らかにする
- 県の施策の基本となる事項を定め、自転車の安全適正利用に関する施策を推進
- もって県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現への寄与を目的とする

### 【定義】

- ・ 自転車 道路交通法規定の自転車（車いす、小児用三輪車等は除く。マウンテンバイク、電動自転車含む）
- ・ 自転車利用者 県内で自転車を利用する者（県外在住者、外国人含む）
- ・ 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体
- ・ 自動車等 自動車及び原動機付自転車
- ・ 保護者 親権者、未成年後見人などであって、未成年者を現に監護するもの
- ・ 自転車貸付事業者 自転車の貸付を業とする者（有償・無償に関わらず、反復継続して自転車を貸し付けている者）
- ・ 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって生命又は身体が害された場合の損害賠償を保障できる保険又は共済

### 【基本理念】

- 自転車の安全適正利用は、各主体が連携し、自転車関係事故の防止を第一に促進
- 歩行者、自転車利用者、自動車等の運転者が、法規を理解し、相互に留意・尊重し促進
- 自転車が高い利便性を有し、県民生活等に重要な役割を果たし、観光振興、環境負荷の低減、健康増進に資するものとの認識の下に促進

## 各主体の責務・役割

### 【①県の責務】

- 国、市町村を含めた各主体と相互に連携・協力した自転車安全適正利用対策の推進
- 各主体が実施する自転車安全適正利用の取組支援のための情報提供、助言等

### 【②自転車利用者の責務】

- 車両運転者の責任を自覚し、事故防止の知識習得、必要な安全上の措置に努める

### 【③県民の役割】

- 自転車安全適正利用の理解を深め、家庭、職場、学校、地域等の取組を積極的に実施
- 国、県及び市町村が実施する対策への協力
- 自動車等を運転する場合には、歩行者、自転車及び自動車等の安全通行へ配慮

### 【④事業者の役割】

- 自転車安全適正利用の理解を深め、自ら自転車の安全適正利用のための取組を実施
- 自転車利用通勤者、事業活動で自転車を利用する者に教育及び啓発を行う
- 国、県、市町村が実施する自転車安全適正利用促進の施策への協力

### 【⑤交通安全団体の役割】

- 交通法規の遵守についての啓発その他の取組を自主的・積極的に推進
- 国、県、市町村が実施する自転車安全適正利用促進の施策への協力

## 自転車交通安全教育の実施等

### 【①県の交通安全教育】

- 県民及び事業者が関心と理解を深めることができるよう交通安全教育を行う

### 【②学校等における交通安全教育等】

- 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校の設置者及び長は、幼児、児童、生徒、学生に対し、発達段階に応じた自転車の安全適正利用の教育・啓発の実施に努める

### 【③家庭における交通安全教育等】

- 保護者は、監護する未成年者に対し、自転車の安全適正利用について必要な教育を行うよう努める
- 高齢者と同居する親族は、乗車用ヘルメットの着用を勧める等、高齢者の自転車の安全適正利用について必要な助言をするよう努める

## 自転車利用における安全確保

### 【①交通事故の防止のための措置等】

- 自転車利用者、自転車利用事業者、自転車貸付事業者は、利用・貸付けの自転車の側面に反射器材を備える等交通事故防止措置に努める
- 自転車利用者は、自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車させるときは、乗車用ヘルメットに加え、シートベルトを着用させるよう努める
- 保護者は、幼児・児童の自転車利用時には、乗車用ヘルメットに加え、発達段階に応じ、肘当て、膝当て、手袋等、被害軽減器具着用等、安全上の措置に努める

### 【②点検整備及び防犯対策】

- 自転車利用者、自転車利用事業者、自転車貸付事業者は、利用・貸付けの自転車の必要な点検・整備に努める
- 保護者は、監護する未成年者が利用する自転車の必要な点検・整備に努める
- 自転車利用者は、盗難防止のための施錠その他の防犯対策に努める

### 【③安全適正利用に係る情報提供】

- 県は、国、市町村、関係団体と連携し、自転車の安全適正利用の広報・啓発を行う
- 自転車小売業者・自転車貸付事業者は、購入者・借受人に対し、自転車の点検手順その他自転車安全適正利用のために必要な情報提供を行うよう努める

## 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

### 【①自転車損害賠償責任保険等への加入】

- 次の者は自転車損害賠償責任保険等へ加入しなければならない
  - 一 自転車を利用する者（未成年者を除く）
  - 二 自転車を利用する未成年者を監護する保護者
  - 三 自転車利用事業者
  - 四 自転車貸付事業者

### 【②自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等】

- 自転車小売業者は、自転車購入者に保険加入の有無を確認しなければならない
- 自転車小売業者は、購入者の保険加入が確認できないときは、加入に関する情報提供を行わなければならない
- 事業者は、自転車を通勤に利用する従業者に、保険加入の有無の確認に努める
- 事業者は、自転車を通勤に利用する従業者の保険加入が確認できないときは、加入に関する情報の提供に努める
- 自転車貸付事業者は、借受人に保険の内容に関する情報提供を行わなければならない
- 小学校、中学校、高校、特別支援学校の設置者は、通学に自転車を利用する児童、生徒、その保護者に対し、保険加入の有無の確認に努める
- 小学校、中学校、高校、特別支援学校の設置者は、通学に自転車を利用する児童、生徒の保険加入が確認できないときは、加入に関する情報の提供に努める

### 【③自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供等】

- 県は、関係団体と連携し、保険加入を促進するための情報提供、必要な措置を講ずる
- 学校等（保育所・幼稚園～大学・専修学校）の設置者は、自転車を利用する幼児、児童、生徒、学生、その保護者に対し、保険に関する情報提供に努める

## その他

### 【①認証制度の実施】

- 知事は、自転車小売業者及び自転車貸付事業者が、別に定める基準に適合していると認められるときには、認証する
- 認証は、3年ごとにその更新を受けなければ、効力を失う
- 認証事業者が、基準に適合しないこととなったときは、認証の取り消しができる

### 【②道路環境の整備】

- 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、歩行者、自転車、自動車等が共に安全に通行できる道路環境の整備を図る

### 【③附則】

- 条例は、令和2年4月1日から施行。義務づけ及び認証制度の規定は、10月1日施行
- 条例施行後、状況を勘案し、必要があるときは、検討を加え、必要な措置を講ずる